

「戦後思想」決算のとき——自主独立国家への道——

九州女子大学教授
国民文化研究会常務理事

山田輝彦

I. 現代の青春

(1) 小此木啓吾『モラトリアム人間の時代』（昭五三）

「モラトリアム」とは、支払猶予期間、つまり戦争、暴動、天災などの非常事態下で、国家が債務・債権の決済を一定期間延期、猶予し、これによって、金融恐慌による信用機関の崩壊を防止する措置のことである。アイデンティティ論で、わが国にも知られている米国の精神分析学者エリク・H・エリクソンは、この言葉を転用して、青年期を、「心理社会的モラトリアム」（*psychosocial moratorium*）の年代と定義した。青年期は、修業、研修中の身の上であるから、社会の側が、社会的な責任や義務の決済を猶予する年代である。という意味である。

(2) 山崎正和『柔かい個人主義』（昭五九）

六〇年代以来の豊かさのなかで、青年は職種を選ばなければ就業の機会にはふんだんに恵まれ、性風俗の自由化によって、欲望の満足はこれまでになく容易になった。いはば、性と食といふ二大欲望に関して、現代の青春には絶対的な飢餓といふものはなくなり、したがって、それに追はれて前のめりに生きる姿勢も必要ではなくなってしまった。今日の青年には、「食」欲に駆られて政治的集団行動に走る動機も乏しく、「性」欲の餓えから、流行の恋愛小説に共同の幻想を求める衝動も切実でない、といっても誇張ではあるまい。

II. 「東京裁判」の意味

(1) パール判決書（昭二七）

「法律ノナキトコロ犯罪ナク法律ノナキトコロ刑罰ナシ」また「溯及的ナル」処罰はすべての文明国の法律に反するものであり、主張されている犯罪行為が行われた当時においては、どんな主権国も侵略戦争を指して犯罪であるときめていなかったし、侵略戦争を定義した成文法は何ら存在せず、かような戦争を遂行したことに對する刑罰は規定されていなかった。（第一部）

(2) B・レーリンク判事の発言（昭五八・五・二六）

あの裁判の問題は①戦勝国が事後立法で敗戦国を「平和の罪」で裁けるか、②侵略戦争と防衛戦争は区別できるか③主権国家の犯した行為で個人の責任を問えるか、といった点だ。判事団がまず困ったことは、私たちの下す判決が国際法に合致しているか、だった。この点については結局、明快な答が得られなかった。

III. 「戦後思想」の枠組み

(1) 「米国教育使節団報告書」（昭二一・四）

忠誠心と愛国心が、いかなる国家においても望ましくないというのではない。それらをいかにして、適当な代価をもって確保するかが問題なのである。個人の知性は、忠誠心や愛国心と引き換えに売り渡してし

まうには、あまりに貴重である。

(2) 「日本国憲法」前文（昭二二・五）

日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

(3) 「日教組倫理綱領」（昭二六・九）

これまでの日本の教師は、半封建的な超国家主義体制のもとで、屈従の倫理を強いられてきた。日本の社会体制が、まったく違った観点から再建されなければならぬ今日、われわれはこれらの因習をたちきり、新たな倫理をもたねばならぬ。倫理はたんに普遍的な永遠なものではなく、具体的な、特定の時代と民族にあてえられた歴史的課題をかちとるためのたたかひを通じてつかみとらなければならぬ。

Ⅳ、凝集の原理（神道・天皇）

(1) 本居宣長『古事記伝・三之巻』（寛政二年・一七九〇）

凡て迎^{カミ}徴^{ミコト}とは古の御典等に見えたる天地の諸々の神たちを始めて、其を祀^ツれる社に坐す御霊をも申し、又人はさらにも云はず、鳥獸木草のたぐひ、海山など、其余何にまれ尋常ならずすぐれたる徳のありて可畏^{カシヤ}物を迎^{カミ}徴^{ミコト}とは云なり／さて神代の神たちも、多くは其代の人にして、其代人は皆神なりし故に、神代とは云なり。

(2) 小堀桂一郎『宰相鈴木貫太郎』（昭五七・八）

陸軍の大御所阿南大将も老宰相からみれば二十歳近く若い、弟分といふよりは息子に近い世代の人である。首相は相手をいたはるかのように阿南氏に近よりその肩に手をかけて言つた。

「そのことはよく解つてをります。私こそあなたの率直な意見を心から感謝して拝聴してをりました。みな国を思ふ誠の情から出たものなのです。しかし、阿南さん、日本の皇室は絶対に御安泰ですよ。陛下のことは御心配りません。今上陛下は春と秋との御祖先のお祭を必ず御自身で熱心になさつてをられるのですから」